放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

　下記弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和８年１１月４日

北海道函館方面 公安委員会

弁明通知書番号
第 11-201-260905-260967 号
第 11-201-260913-270901 号
第 11-201-260913-270902 号
第 11-202-260911-114006 号
第 11-202-260911-114008 号
第 11-202-260912-271101 号
第 11-202-260913-114003 号
第 11-202-260915-271030 号

弁明通知書番号

1　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として札幌地方裁判所（又は函館地方裁判）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。